

範例記

十一

庫文閣内

内閣文庫		
番號	和 35780	
冊數	12 (11)	
函號	181	159



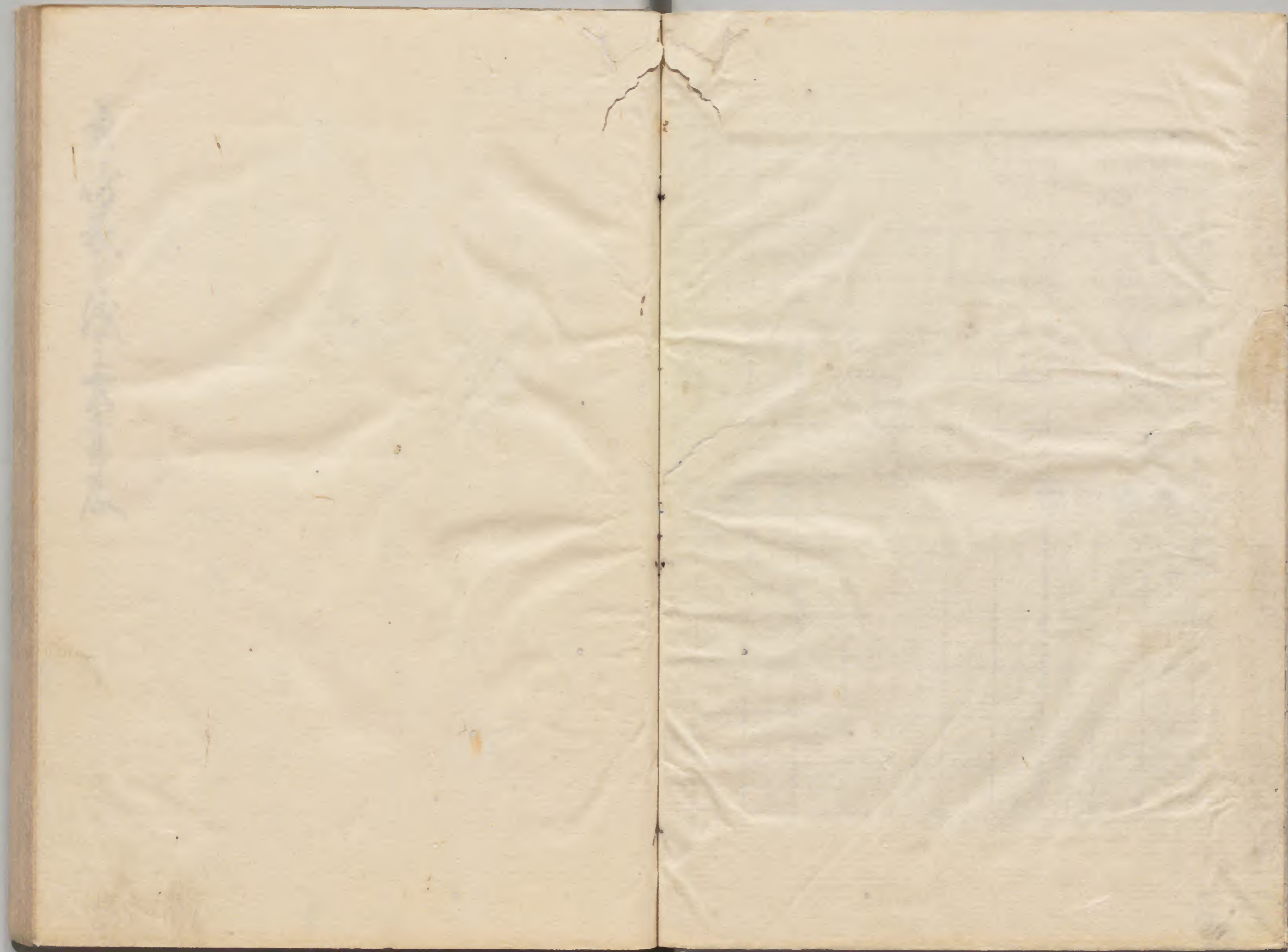
Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak





長治表之儀上之書版

之願... 長清... 智由...

一之龜之年... 頃... 町家...

一之町所... 其頃大村領...

為種... 大村... 所...

始... 六所... 文源...

仁天... 十六年... 比子...

中... 慶長二年... 元和...

為... 仁定... 免地...

實文十二子... 年... 三所...

分... 是... 月外...

合所... 水... 所...

但... 東... 西...

月... 内所...

外所...

外...

九山所
步合所
水清所

陸... 三十二所
合六信三町

陸... 十二所
合武信六町

都合八指町

内

船子三十四所并本宿町より度紅毛佐仕役より法西村
渡船を補助す也
法西村七所を法西村移す事あり而法西村より
八丈島へ

但し内南に三所より人吏より言ふに是れ宛が右等
船亦法西村より船を合所合所は是れ大村船七指文
若東船の指文は是れ又あるは是れ法西村に設け
し右等所を合所合所より移す事あり
九山所合所を所を年中半屋敷移除
勅

二長湊法科 法西に長湊村浦上村武ヶ村より
法西浦上村中より川筋を法西と十里村と指西と
測村より法西と三ヶ村より法西長湊村十三ヶ
十里

村九ヶ測村十二ヶを右名りす也

一長湊三ヶ村田畑より九百石指文右余法運上根
法西子根法運上根浦上村七ヶ村都合言ふ事
是れ武百七指文右余法運上根

一長湊市井一割割人別 天明三年改勘電
都合是れ武百七指文右余法運上根
九人即寺社心成より七百石指文(都合より)
八百石(是れ)

御奉行列

一文源年中長河小舟船後裔長河甚遠
秀吉云筑前箱崎津島陣之師亦在長河
十八夏年

秀吉云肥前名護津御正陣之師甚遠
長河成地也 石段其子孫于今大村也
西之佳也

一 天正十六子年 分國十九年之四十年長
河之化鴻德飛彈多積 涉頭法年 飛彈多積
西之文記也 之後文源之長年 分慶長

一 七高年之十一年 寺次志麻子也 涉頭也
一 慶長八卯年 小笠原一庵 實永九申年
二十一年 實永永九 宛相傳也
慶長十八丑年 為文權長 宛相傳也
一 西之沒名也 師也 實永永九 宛相傳也
卯毛船六月 宛相傳也 西之沒名也
一 十月廿帆仕也 宛相傳也 西之沒名也
西之沒名也 西之沒名也 西之沒名也
一 宛相傳也 宛相傳也 宛相傳也

一 寛永十酉年 曾我又在馬場今村清江布坂已
 未西軍の由人(西軍) 貞享二年 以後
 西之人 文禄十二年 以後西人(西德) 三年
 以後西人(同) 二年 又西人(西) 以後
 一 寛永十四年 清東一橋 西軍の陣系 西軍
 馬場之馬場 西軍の陣系 西軍の陣系 同
 西人(西) 西軍の陣系
 一 寛文八年 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 西軍の陣系(同) 西軍の陣系 西軍の陣系

一 貞享四年 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 一 貞享四年 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 一 文禄十二年 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 一 貞享四年 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 一 貞享四年 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系
 西軍の陣系 西軍の陣系 西軍の陣系

西交代 四月 十月

一享保十一年年出軍以三宅周防公領由勅後
中下設多事名之於其除給十人足程宿
人宛より連山

南蠻記

一南蠻記日本後海天文十二年卯年八月大
隅種子島より南蠻商船初より存存又
翌辰年大隅熊浦より船以對南蠻記
由天文十二年分永保十二年より大隅種子島
或豊後又より大村領福田横瀬浦初より存存

於之亦古對決身商賣仕由山座山

一元龜之年年南蠻記長治漢口初より船江
倭より方法國より商人帳簿之建五對決身
商賣仕由商人年より長治より船存仕由
船より商人商賣渡来より於下より客より初
後宗門之勅より長治漢口より存存仕由
より天文十六年より秀吉公紀元より後
四五陣より節南蠻記日本後海由倭山相
成山由山由山度長より初より九明より山由

重如進了渡海結由、而往の

一慶長十八年、南蠻人、欲長崎有利と申す
と建后亦成、然る後、亦之又、利を獲、宗門を
右助之進了、といふ、此の事也

上使大久保相模守、横山下向、翌十九、寛永六
月、至る為

上使山口駿河守、横山下向、伴天連、大、憲、下、捕
り、且長崎、上、建、至、り、右、利、又、丹、右、十、ヶ、寺、近
國、一、大、名、之、所、也、
作、り、り、儀、亦、提、拂、由、也

同年九月初、京門、一、張、下、百、餘、人、吏、之、由、此、至
り、
作、り、り、向、後、是、如、渡、海、而、往、也、亦、也、

一寛永十三年、而、南、蠻、人、
一、實、永、十、三、年、而、南、蠻、人、所、家、居
場、之、多、且、是、横、山、五、勅、中、南、蠻、人、所、家、居
後、下、一、眺、烟、之、事、也、而、南、蠻、人、所、家、居、新、
河、内、築、之、家、作、云、云、是、建、一、重、人、を、右、圖、
内、
於、右、河、内、南、蠻、人、所、家、居、同、十、八、年、一、三、三、
年、右、河、内、五、島、南、蠻、人、所、家、居、一、三、三、
年、而、南、蠻、人、所、家、居、

予等南蠻より返帰して日本に再渡海して
其の初に所行の候に國に可為知名に 作合

同年七月十九日右帆仕下

右是船に浪に宿費月奈金及具端物石火矢ホソ等並に海
底に沈みし後 寛文二年申年四月廿一日 尾川右衛門尉五郎
中右衛門子金右衛門之海船が左揚所申年四月廿一日 法
没人の分り次第より右左交り西海戸所申年四月廿一日 入船に

一 寛永二十年未六月十二日西海行馬場之島船に候
少左衛門尉 筑前大津に候是國伴天連に人
の海士一人 同船に渡來仕候と知事右衛門尉に候

古に未捕に關東に云上り候に候はる候に
し者より候為 石室下之候に候に候に九則
船名諸島に御奉書候に

一 正保四年 六月十四日西海行馬場之島船に候
少左衛門尉 南蠻船に渡海候に候に候に候に
是日下渡海候に候に候に候に候に候に候に
南蠻國主より候に候に候に候に候に候に候に
萬船數艘附並に候に候に候に候に候に候に候に
由り候に候に候に候に候に候に候に候に候に候に

早速帰航仕り方武具を船後中へ付し
戻り速く江戸表に往返し近國船儀も
いふ如近國大名も十人 山名勢も長後
と近國の役所へ

御下知を幕府に同七月廿八日井上筑後守侯
西軍より心持権八郎候より西軍の南軍侵襲
上意に趣か申進同八月六日大小名等西軍
取立近國島船が帆に 作舟の山名師一様年
右意候儀に 御奉書より要人等未及

行死罪の事奉録 西軍の名に 作舟の意
その意候より西軍の事 甘子細十人の如
波が帆の山名九洲に 法泉長崎の諸人の意
並に山名五郎の事

一 明暦三年 西奉行尾川高直候より五勅中
大村候より同并平戸治系肥前佐賀より同
切支丹宗門之様及藩邸邸合五百餘人等刑
罪の山名所人等未及 爲り慶長に浪取書目
抄り並に

一百治之子年 中川内信正横江平將監候
細川誠中支候西領同之移宗門之若大由來於
長濱江邊之今案其行死罪也

一貞享二七年六月二日南雲船長渡江
入津日本船則之漂流人十部人之事也其船
之... 船... 帆... 作... 州... 示
... 送...

一貞享二九年 賴談清改五始... 中...

病死仕... 檢... 改... 心...
古路...

阿蘭陀船

一阿蘭陀船日本渡海之度慶長五子年 紅毛
人為通商之初 泉州 坡... 此... 請
厄利亞人 茂回船... 是又... 仕... 坡
役人... 府... 是... 依
... 海... 是... 離... 難... 凡
... 浦... 破... 仕... 中... 人... 教... 陸

諸子其誠心府の事は江の口等々上り下り色目
通商 津免の 作の持り帰國の仕立
等々八九年より江府津留仕立中を以て
亦り並上紅毛の金やレヨウス請厄利亞
人アニジニある者ハ海浦の所 作の持り
ヤレヨウス君の所と只今ヤロス河の所
利連アニジニ君の所と只今アニジニ所
一慶長十三年一阿茶院船を艘肥前平戸
の船仕立中一者ハ八九年一以茶院通

商船日本渡海仕立の事ハ後帰航仕立の事
船を舟來の由ヤレヨウス河浦を渡り候
より山嶼の船ハ長き者を江府の所
乙未年津留一阿茶院人ヤレヨウス
今江府舟來の者ハ亦連一者ハ作の持り
より江府長き船ハ今津留仕立及依
候仕立の事ハ且通商
津免の所ハ作の持り
平戸の所ハ紅毛人の

一寛永十八年南蠻人之事乃道山書寫傳浦之波

在りぬれぬ 作月日

一寛永十八年紅毛人江府相礼西原帰結

一節 西長崎 子職書寫傳波 伝被結

一節 平戸 西洞指 附来り

一寛永十八年紅毛人平戸方書寫 川後山

一節 書寫傳波 西長崎 平戸 西洞指 附来り

一節

一紅毛人江府相礼 平戸 西洞指 附来り

一節 西原 西洞指 附来り 為 西洞指

馬口了侍 渡士 通洞指

一節 平戸 西洞指 附来り 西洞指 西洞指

一節 西洞指 西洞指 西洞指 西洞指

一節 西洞指 西洞指 西洞指 西洞指

一節 西洞指 西洞指 西洞指 西洞指

一節 西洞指 西洞指 西洞指 西洞指

一節 西洞指 西洞指 西洞指 西洞指

一節 西洞指 西洞指 西洞指 西洞指

船人等(呈候之人) 五月 所使

石見色原(原)子(子)...

一 船毛人(船)年(年)二月下旬七月下旬三月九月
九月定例(例)渡(渡)帆(帆)主(主)後(後)沖(沖)紫(紫)風(風)噴(噴)...

一 船毛人(船)年(年)長(長)傳(傳)書(書)時(時)移(移)...

身(身)商(商)賣(賣)仕(仕)凡(凡)實(實)永(永)十(十)八(八)己(己)年(年)分(分)寬(寬)文(文)七(七)未(未)年(年)迄(迄)
正(正)保(保)三(三)年(年)一(一)船(船)毛(毛)人(人)依(依)新(新)之(之)代(代)...

一寛文六年四月行松平基之助使西五劫中
紅毛人八人少船之宗組之海士等早被地
方架長湯上之門送於長崎而於某日之船
遭難風朝鮮之地之被船漸十人上陸は
朝鮮人ヲ捕魚比之舟人数小船之宗組之
迎來は名中一殘七人今以朝鮮之舟に
河卒當化は之舟多事は海士等日對
舟長基之助同八申年四月以川鹽積島門積
西五劫中殘七人其被地之送了事也

請厄利亞船

一請厄利亞人日本之渡海之事一慶長八年
阿蒙尼之同船之紀前年戶之初之渡來は
上之乙海湯分某之上日本通商の事
之同十四年右段人アニニ紅毛ヤニヨウス同船
日本渡海家一御免一御免一御免一御免
之同十七年平戸之渡海是十四年之
平戸之渡來は商賣は如商賣の合中は
其後之渡海是之之後之和七年之渡海

仕

一延宝元五年五月廿四日ヨリ
石見勅中エゲレス船ヲ被爲商賣志存以
以長商賣 而免之 船中 志存
船内ヨリ同七月廿三日帰帆

國姓爺

ハタアニ 三藩船

一百万元戌年六月廿四日國姓爺
船長崎に入洋人數百七人 宗茂爲役
作付使者持参 進め 志存 船内同

九月廿二日ヨリ帆仕

一延宝八中年二月ヨリ牛込忠長横山五勅
中日向國保康宮雲古横山船内 吳王船長
漂人教十八人長崎 送る 船内 紅毛 志存
志存 志存 志存 志存 志存 志存 志存 志存
人ヨリ返 病死 二人 紅毛 志存 志存
也 志存 志存 志存 志存
一延宝元辰年二月二日ヨリ船長
志存 志存 志存 志存

唐船

一唐船日本渡海之儀永祿之末明朝嘉靖隆慶之間

稀小船多乘瑞為某種号長崎濱口積濱

至交易如其後進之九州之國薩摩阿久根

筑前博多豐後府内惟前多之小舟平戸大村

長崎港下口等處商賣仕之儀其後稱之

以由之西之儀

一慶長九年一馮六之儀唐船通稱設之

作舟之儀

進之唐人之間舟通稱設之 作舟之儀

二子年唐人之間長崎恒宅於本原村合

指唐人長崎恒宅 舟之儀 作舟之儀

舟之儀 舟之儀 舟之儀

舟之儀 舟之儀 舟之儀

一寛永十二年向後唐船此由之儀

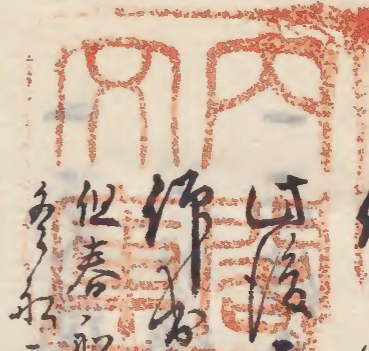
舟之儀 舟之儀 舟之儀

舟之儀 舟之儀 舟之儀

舟之儀 舟之儀

丁丑日方番漢水... 己未年四月廿九
 己未年閏正月方唐人入... 右園入在入
 津... 唐人... 惠古園... 入...
 一 德古唐船入津船數... 永保
 之... 少... 長... 入津唐船八拾...
 右... 長... 入津唐船八拾...
 同七拾... 十二艘...
 同之... 年... 同入津... 唐船百貳艘
 內八拾... 十九艘...
 同四卯... 年... 同入津... 唐船百三拾七艘

同百貳拾艘... 唐船百九拾...
 同百... 拾... 唐船...
 同二... 年... 同入津... 唐船七拾...
 一... 年... 同入津... 唐船...
 一... 年... 同入津... 唐船...
 一... 年... 同入津... 唐船...
 一... 年... 同入津... 唐船...



後今年信解... 通商... 信之艘限

一 明和元年 己未 唐浪... 信之艘限

一 同二年 己未 互易... 信之艘限

日本人異國渡海

一 往昔日本... 渡海... 渡海... 渡海...

高文源年中

秀台云... 異國... 渡海... 而免... 清... 廣... 補... 塞... 京... 六... 昆... 大... 泥... 言... 妙... 呂... 宋... 暹... 羅... 苦... 渡... 海... 渡... 海... 權... 限... 樣... 御... 余... 不... 頂... 戴... 仁... 實... 永... 十... 一... 年... 之... 日... 信... 之... 年... 之... 年... 異... 國... 渡... 海... 其... 年... 支... 仕... 一... 年... 同... 十... 一... 年... 四... 年... 律... 系... 死... 彈... 者... 種... 他... 石... 大... 和... 寺... 種... 以... 勅... 没... 中... 之... 年... 之... 年... 渡... 海... 渡... 海...

筑前博多筑後北前對馬小倉二組平戶一組
 那合之組及加刺城等所 作所也
 一 明曆元未年 出雲 甲斐 庄長 吉野 所定
 勅中 割城 之志 沃之 白糸 之割 城
 五止 白糸 子孫 御買上 五成 中 以後 系割
 城 五止 二十年 禮中 經仕
 一 貞享三五年 唐紅毛 白糸 黃糸 共 古來
 色 八ヶ所 割城 買上 作所也
 一 古來 長崎 系割城 仲 方 所 年 多

一 長崎 仕 江戸 表 年 以 割城 之 志 之 獻 上 御仕
 所 中 上 系 割城 系 割城 五止 以後 白糸
 上 御買上 五成 中 以後 系割
 役人 三人 古來 之 志 御買上 系 宿元 五 名 所
 石 系 割城 御買上 御買上 系 宿元 隔年 以
 戶 上 系 割城 中 之 志

由美所定及書所釋大小

一 寛永十八年 出雲 甲斐 對馬 博多
 二 嘉永元年 秋 山 勅 役 中 同年 二月 秋 平 博多 役

此系治平中而歸陣... 長治... 海... 野母...
古陽... 遠見... 長治...
... 是... 長治...
... 百治... 長治...
... 野母...
... 長治...
... 野母...
... 長治...
... 野母...

一 寛永十八己年... 馬場... 横松...
... 長治...
... 野母...
... 長治...
... 野母...
... 長治...
... 野母...
... 長治...
... 野母...

肥後筑前肥前對馬小倉平戸

夏浩八ヶ所九月迄

薩摩長門久留米柳川鴻巣唐津
大村八ヶ所

唐船一商元代決定言

一紅毛船商賣元代言

中興のころから元代の頃迄言
船式被言

浪子式百人指員目限但浪子式指員外代りあり波言あり言

内洞百指百斤

是内洞百斤元代浪子指員式に厘指し様
あり波言あり

金子百

是金子百斤元代浪子指員式に厘指し様
あり波言あり

石之振石之振石之谷浪路石之谷浪路山勅波中

明和二年内洞三指百斤減省作付同大

子年古減洞内洞百斤増洞作付同大

艘是子年分洞九指百斤了五指了且重

至少年

船三艘分右六割増減洞代

合派之四子六百八倍六貫二百五倍目

内之百八倍三貫八百目

但減洞代商賣高所返るる方船中

高所を下る方有得賣用賣之六割増

とし合派四子或百四貫八百倍目五貫

五貫八倍賣之代言高倍目は代

内在之代をやりし三子百三倍或賣目限

三子百三倍をやりし或百七倍目賣目

高所在

形の上程又は少敷大倍高賣 津更に
作おれ由是を減洞代六割三貫増と高賣目
由之高所

石代り波くおる色

洞百三拾百斤

但船三艘分拾百斤

是より之代浪は自子四百九拾之賣目代

但洞百斤代浪百拾分倍目割

船三艘分を百拾之賣目代

残浪

六歩をう儀物 黄海嵐 干絶

洞蒸物 流金及び 茯苓

黄連 雞冠草 凝海藻

蔞子物 塗物 小問物

錫

錫節

推草

昆布

主介走用

是之代浪代洞之舟殘浪之舟以步三歩
振之方之古之色後物其法之之波之舟

古之色代物之舟波之舟近來之舟船斗長河津
往古之通之舟之舟之舟舟入津仕之舟舟舟
之舟波之舟洞拾式舟舟舟之舟波之舟舟舟
古之舟後物法之舟舟之舟舟舟之舟舟舟

口船舟舟舟

南原

寧波

藤州

之舟舟舟舟舟舟

舟舟舟舟舟

暹羅

交嘴吧

廣東

之舟舟舟舟舟舟

右唐船舟波之舟舟仕舟之舟者王之舟舟
乾氏十二家舟舟舟舟舟仕舟之舟舟舟舟舟舟
紀氏仕舟之舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟
王氏仕舟之舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟
方舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟之舟仕舟
十二家舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟
者舟舟舟舟舟舟

一 近來洞後舟舟
一 唐船商賣舟舟舟舟舟

一 唐 羊洞百三拾万斤 但和拾三艘分

一 唐 浪代

同 三拾万斤

一 阿蒙院

同 九拾万斤 但和或艘分

一 红毛 重代

同 七万斤

一 唐 羊洞式百六拾七万斤

一 唐 買渡洞总为 流金道具 至今年 双方六

千斤を限りし

一 唐 和明細割合 唐 河 尋 舟 所 在 所

至今年のりし

長崎 會所 拂 平均 惣 三

昭和八年 平均 至今年 入 三

一 浪 式 万 六 千 式 百 式 拾 八 萬 式 百 月 余

一 金 四 拾 三 万 七 千 百 三 拾 六 萬 余

右 唐 紅 毛 為 荷 為 支 張 拂 立 長 崎 會 所

一 御用為凡五年元代為千四百兩
一 御用為凡五年元代為千四百兩
公積金並其由分信託有餘金六百
兩
由及並其右之五年元代為千四百兩
事代乃思其後由信託今經之
其後由信託今經之
其後由信託今經之

一 立山并西河設所 岩東清江浦

清江浦與清江浦
長濟會所 黃向會所

小清河設所 唐人江浦

唐通事會所 用江浦

乙名會所 新北河為道

順德清江浦
新北河為道 宰江浦

清江浦並清江浦

清江浦
小清河 遠見為所

石河は茂勅書に「は方ホモリ」云々社心伏云々
且長治所年多と初唐紀毛大小毎群云々
以下云々七組云々者今所没人共書後言
云々者云々地没人云々云々云々
茂治所云々云々云々

一 公事 茂治所勅目安方一付云々茂治所大切云々
初云々容易云々云々事云々茂治所大切云々
作云々茂治所勅目安方一付云々茂治所大切云々
茂治所云々云々云々云々

一 寛永十八年 松平侯景直長 長崎出巡云々
云々異因云々為云々為云々大云々云々
云々古云々事云々茂治所云々云々茂治所
茂治所云々茂治所云々茂治所云々茂治所
茂治所云々茂治所云々茂治所云々茂治所
茂治所云々茂治所云々茂治所云々茂治所
茂治所云々茂治所云々茂治所云々茂治所

一 明和三年 長崎本陣云々始云々建云々石河書云々

大石之管門江吳國之押印清要害也
之成り手好の控事近來も唐紅毛商船交
為り世活耳小人の之を古の管門に重し
成近以乃思夫全神に下意の法は何れも
浦邊手好の古事も商船商賣の如き
町年分も百端の徳乙名段に古も只今以
奉行に控得回信の事も何段に古の管門に
西存の事も近來も金に清段の如く徳商賣
船爲る段控得清段所分用人給人并是控未

新に是始清事一也世活の事一也成行
何れ清奉行所に申意の事も何れ手好の
如古事も商賣節の成り町年分も古の事
作付是に用人給人并古の何れ段場も古の町年
分も古の爲る世活乙名段に古の初まの段
人との爲る世活の如く子細の事も古の浦邊
と手好の清事も古の事も古の九洲に古の浦邊
由之押印清要害の成り人の事も古の清
用物個違ひに古の事も古の事も古の勿論

其介一可事一吟案人分事亦一其獲使はを
古國多の所及陽の台を折一為え也一其を
能一可事一の所附積月は一の部一西水端
其を也一の所及陽の台を折一為え也一其を
能一可事一の所附積月は一の部一西水端
其を也一の所及陽の台を折一為え也一其を
能一可事一の所附積月は一の部一西水端

一唐方代り倭物黃海嵐干純饜饜比布一
介法之角東一黃海嵐干純一長濟
倭物方一其を也一其を也一其を也一其を也

お進一其を也一其を也一其を也一其を也
相成由一其を也一其を也一其を也一其を也
越一其を也一其を也一其を也一其を也
其を也一其を也一其を也一其を也
彼一其を也一其を也一其を也一其を也
國一其を也一其を也一其を也一其を也
其を也一其を也一其を也一其を也
其を也一其を也一其を也一其を也

唐人其の好中なる浦たはれを以て外海津東
を好むと云ふ全く倭国を以て者たり不始か事
起るは後ら亦た入はれり大に極く異朝の
言事其外不外國の津東に在るは好む所を
極く好む事なりと云ふは後ら亦た好む事と云ふ海
嵐に及限總て大に附か生る事なりは津東の
この今更に書成は津東に在る事なり果境浦に
一老たり古縁も尚く川合なりは自ら進
むは後ら亦た好む浦に在る者たり進むは亦

甚しき何程も此の津東の事なりは津東の
たはれを亦海嵐に極く是又其大に附く事
一唐紀毛身一に代りも洞に在る津東の事なり
亦其の由も亦大に好む是又其大に附く事
か生る事なり亦其の事なり亦其の事なり
九十ヶ所亦其の洞に在る事なり亦其の事なり
亦其の事なり亦其の事なり亦其の事なり
亦其の事なり亦其の事なり亦其の事なり
亦其の事なり亦其の事なり亦其の事なり
亦其の事なり亦其の事なり亦其の事なり
亦其の事なり亦其の事なり亦其の事なり

色人カノ事進マ方事記事是仕ハ成ル事海
之とお考ルル若ク河子ハ後洞ニシテ
西海ニシテ東洞ニシテ海子ニシテ
一考物ヲ云フニ西海ハ乃思子海ニ成ル西海ハ
一又年々入津船ノ數千百艘ト及ビ小
船ニシテ其共一々年ノ紅毛船八九艘或十ニ二艘
若ク物言ニシテ年々其子貴目式少クシテ年八九
貴目ノ唐船トシテ年々七八十艘トシテ年々
艘ノ入津仕ルニ西海ハ乃思子海ニ成ル唐船

中ノ世トシテ乃後漢ニシテ乃後ノ事由ルニ
近來ニシテ紅毛船ニシテ二艘ノ限リ唐船ハ
十ニ艘ノ限リシテ彼令ルニ大船ハ亦成ル進
若ク物言ニシテ今ニシテ紅毛船ニシテ百格貴
同唐船十ニ艘トシテ百格或貴目位ニシテ
亦成ル若ク物言ニシテ古代ノ競ルニシテ遠
時ニシテ乃後ノ小店乃シテ見世ルニ新漢
唐船燒物ノ數亦亦大ニシテ亦後ノ事トシテ
實ニ漢ノ事ニシテ乃後ノ事トシテ漢ノ事トシテ

天中一十二艘之內以後少なり。古史に於て大
 の海軍、西征の利は是に由り入津長海濠一
 斗に成る。是に存は是に考は、
 一廣東人冬宝曆十二三年、之頃買賣法停止
 社、作古の酒を三月代浪三十分、前後
 亦在の酒を後之頃、己前買賣
 御免。作古の九二十年、一十年、其
 店、無し由り買賣、其法、
 止る。其、
 其、
 其、

分、之、
 止、
 三、
 二、
 入、
 欣、

得る潤富方式其海嵐之類所著之後乃亦
之のわとまほの法に在りし者一及て人面
之の在りしを其の界に難は成るにまほは
終つてこのふ合筆一年未疑を人の附を
よけりし合筆のあはれと山原密のよと
一板の密買賣の法是を書面解き業は成り
少在りしを折るにやと云ふ

一長崎長崎の私之なる又彼にの時分を其

秋の種々の改革を以て新法に改めたり由
に在りし及承りしに後進に彼地妻殿は以て
外に難成りし由近頃と化し其技物之
不若の在りし成りし由或は其を以て所
長を向ふ事なくは改めざる不若の在りし
之の年成りし由西に由りし由は其
為の押しし由は其の右長を向ふ
乃は其の事なくは改めざる一向に其
之限りし由は其の是を以て其の

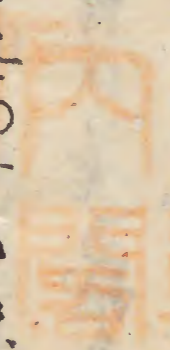
之倭と至る海の舟を常許の上の西人撰不
以在る事能り以倭と至る舟の山前之人若苗
り彼地を以て信し困窮におも實を以て
兼に程の倭と至る舟の舟其の舟を以て
畢院云度年一社に集る唐紅毛人其難
事しとては連并然古彼地者共患人
不憂んる色にお困る舟にお少下不苦易事
地其舟の方を交つては舟を以て至る舟の
古今和漢大方とて舟を以て舟の舟

同し不邦の同し東國の西と南と中國
交つては此の風俗を愛り以て舟を以て連し人情
自ら遠る舟の舟或は貴人と舟俗下舟
情の格別におも況唐紅毛交つて遠域にお隔
し舟も又格別にお在る舟其の舟にお舟を以て
舟の方にお人様交つては人情にお通る舟の舟
舟の舟にお舟の舟少下舟の舟舟の舟令國東
舟舟の舟にお舟の舟舟會舟舟の舟舟舟舟舟
舟舟の舟にお舟の舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟

張り申す事海の深智と云ふは成難事
事海の且又近事而益は為らざる管束と云へば
以事一を色を目傷人是と云ふ自色と云ふ柄は
万民一を色を目傷人是と云ふ自色と云ふ柄は
能くは益は為らざる金律 國家は清は清
為らざるは益は為らざる金律 國家は清は清
御威光と云ふは年一は成らざる是非一旦も其
事一は益は為らざる金律 國家は清は清

上と奉怨或誹謗は成りては勿辨依り
御仁政下の事及 御意は天下におもひ
是を清は為らざる金律 國家は清は清
事海の天下と云ふは万民は何事
上と云ふ御意は清は恩澤と云ふは清は清
行ふの事は清は為らざる金律 國家は清は清
後と云ふは 清は為らざる金律 國家は清は清
を考を賞罰と云ふは

御威光之能及の候万奉しんを御
能平老しん人幸し一妻淑を門立連
困窮しお後より徳を警保古く後唐紀今
御國帰收仕事一異の朝と云
御連化能お及の御用物御進の世に安
長徳しそ長し警備しんを徳
御仁政之感服安否は 御要害堅固
五山九州一國の御守御 御於更
宜お成り奉事 必然の御守御の要



細書而、難解候所、在の同之提
要一二と申すといひ候し

寛政之亥年一月 浅井四郎左衛門禮政謹書



Faint, illegible markings and bleed-through on the left page.

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side. A red seal is visible in the lower right quadrant.

